

地震編資料 6 災害時における業務協力に関する資料

2 災害時における業務協力		
平成 11 年 3 月 4 日	災害時における業務協力に関する協定 (地震編資料 6 - 1)	(有)中央交通
平成 11 年 3 月 12 日	災害時における業務協力に関する協定 (地震編資料 6 - 2)	(財)塩竈市シルバー人材センター
平成 17 年 2 月 24 日	大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定の締結 (地震編資料 6 - 3)	(社)宮城県建築士会まつしま支部
平成 16 年 4 月 14 日	緊急時における災害放送等に関する協定 (地震編資料 6 - 4)	塩釜ケーブルテレビ(株)
平成 18 年 7 月 25 日	災害時における応急復旧活動等に関する協定 (地震編資料 6 - 5)	仙塩地区管工事業協同組合
平成 20 年 2 月 19 日	大規模災害時における応急対策行に関する協定 (地震編資料 6 - 6)	塩竈市災害防止協力会 塩釜建設協議会
平成 20 年 3 月 27 日	電力設備災害復旧に関する協定 (地震編資料 6 - 7)	東北電力ネットワーク株式会社
平成 20 年 10 月 20 日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 (地震編資料 6 - 8)	株式会社レンタルのニッケン
平成 21 年 3 月 30 日	退職者災害時給水支援協定 (地震編資料 6 - 9)	塩竈市水友会
平成 27 年 2 月 18 日	緊急時における災害放送等に関する協定 (地震編資料 6 - 10)	エフエムベイエリア (株) (平成 16 年の締結内容を再締結)
平成 28 年 4 月 15 日	災害時における LP ガスの供給に関する協定 (地震編資料 6 - 11)	くろしお LP ガス協議会 一般社団法人宮城県 LP ガス協会
令和 3 年 4 月 9 日	災害に係る情報発信等に関する協定 (地震編資料 6 - 12)	ヤフー株式会社
令和 4 年 7 月 11 日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (地震編資料 6 - 13)	塩竈市災害対策協議会
令和 4 年 8 月 19 日	災害時における資機材等のリースに関する協力協定 (地震編資料 6 - 14)	三恵商事株式会社
令和 5 年 7 月 21 日	災害時等における電動車両及び給電装置に貸与に関する協力協定 (地震編資料 6 - 15)	宮城三菱自動車販売株式会社

震編資料6－1 災害時における業務協力に関する協定

(有限会社中央交通)

塩竈市（以下「甲」という。）と有限会社中央交通（以下「乙」という。）は、災害が市内に発生し又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における住民生活の安定を図るための業務協力に関し、必要な事項を定めるため協定を締結する。

(業務の種類)

第1条 災害時に、乙が甲に対して協力する業務は次のとおりとする。

- (1) 民間救急サービス車による患者等搬送業務
- (2) その他協力可能な業務

(協力要請)

第2条 災害時において、甲が業務協力を必要とする場合は、甲は乙に業務協力を要請することができる。

(要請の受諾)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務協力について積極的に努めるものとする。

(費用)

第4条 前条の規定により乙が行う業務協力については無償とする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定の保有)

第6条 この協定を証するため、本書2通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

(施行期日)

第7条 この協定は、平成11年3月4日から施行する。

平成11年 3月 4日

甲 塩竈市長 三 升 正 直

乙 有限会社中央交通

代表取締役 菅原周二

地震編資料6－2 災害時における業務協力に関する協定
(社団法人塩釜市シルバー人材センター)

塩竈市（以下「甲」という。）と社団法人塩釜市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、災害が市内に発生し又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における住民生活の安定を図るための業務協力に関し、必要な事項を定めるため協定を締結する。

(業務の種類)

第2条 災害時に、乙が甲に対して協力する業務は次のとおりとする。

- (1) 仮設トイレの設置業務
- (2) その他協力可能な業務

(協力要請)

第2条 災害時において、甲が業務協力を必要とする場合は、甲は乙に業務協力を要請することができる。

(要請の受諾)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務協力について積極的に努めるものとする。

(費用)

第4条 前条の規定により乙が行う業務協力の費用の内、人件費を除くものについては、甲が負担するものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定の保有)

第6条 この協定を証するため、本書2通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

(施行期日)

第7条 この協定は、平成11年3月12日から施行する。

平成11年 3月12日

甲 塩竈市長 三 升 正 直

乙 社団法人塩釜市シルバー人材センター
理事長 桜 井 真

地震編資料6-3 大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定
((社)宮城県建築士会まつしま支部)

大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と社団法人宮城県建築士会塩釜支部（以下「乙」という。）とは、塩竈市避難所運営マニュアルに基づき、大規模地震等が発生した場合の避難所の開設にあたり、応急危険度判定業務の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震時における甲が管理する拠点避難所（14ヶ所）の開設にあたり、余震等による2次災害を防止するために実施する応急危険度判定業務に関する基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は前条の目的を達成するため、応急危険度判定を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

2 乙は要請があったときは、甲に協力するものとする。

（損害補償等）

第3条 第2条の規定により、応急危険度判定に従事したものが業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の損害補償は、塩竈市災害派遣手当及び災害応急措置業務従事者損害補償条例（昭和38年塩竈市条例第20号）の例によるものとする。

（効力）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 有効期間は、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合は、1年を単位として更に延長するものとする。

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

第1編 地震災害対策編資料

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年2月24日

甲 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長

佐藤



乙 塩竈市花立町11番20号（菅原工務店内）
社団法人 宮城県建築士会塩釜支部
支部長

土井儀寛



地震編資料6－4 緊急時における災害放送等に関する協定書

(塩釜ケーブルテレビ(株))

緊急時における災害放送等に関する協定書

塩 釜 市

塩釜ケーブルテレビ株式会社

緊急時における災害放送等に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と塩釜ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）は緊急時における災害放送等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、塩竈市地域防災計画に基づき、災害等緊急時の広報についての協力体制を確立するものであり、以って市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（緊急放送）

第2条 甲は、前条の目的のため緊急に発信する必要があると判断した情報については、乙に緊急放送を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を緊急があると認めたときは、一般の放送に優先して要請に協力するものとする。

（放送費用）

第3条 この協定に基づく、緊急の災害放送等に係る費用については、無償とする。ただし、緊急放送の時間が長時間になる場合は、甲と乙が協議するものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年4月14日

甲 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長

佐藤



乙 塩竈市尾島町27番23号
塩釜ケーブルテレビ株式会社
取締役社長

稲井善孝



地震編資料6－5 災害時における応急復旧活動等に関する協定

塩竈市長と仙塩地区管工事業協同組合

災害時における応急復旧活動等に関する協定書

仙塩地区管工事業協同組合
塩 竈 市 水 道 部

災害時における応急復旧活動等に関する協定書

塩竈市水道部 塩竈市長 佐藤 昭（以下「甲」という。）と仙塩地区管工事業協同組合理事長 清野 薫（以下「乙」という。）とは、地震及びその他の災害（以下「災害」という。）による水道施設の被害発生時の応急給水及び応急復旧活動等（以下「応急復旧活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により甲の水道施設が被災したとき、甲の要請に基づき、乙が行う応急復旧活動の応援（以下「応援」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 水道施設が復旧するまでの応急給水活動
- （2） 水道施設の給水機能を回復させる応急復旧活動
- （3） 情報収集及び広報活動
- （4） その他必要な活動

（応援の要請）

第3条 甲は、応援が必要であると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにし、応急復旧活動応援要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等により行うものとし、後日、要請書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 応援復旧場所及び待機場所
- （3） 予定期間及び時間
- （4） 応急復旧活動の内容
- （5） 人員及び資機材・燃料・無線機等

（応援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、直ちに応援体制を整え、速やかに必要な応援を行うものとする。

- 2 前項により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧活動に従事するものとする。

(費用負担)

第5条 乙の組合員が応急復旧活動に要した費用は、甲が負担するものとし、甲が定める積算基準により算出した額を、乙が甲に一括して請求するものとする。

(労務補償)

第6条 この協定に基づく応援復旧活動に従事した乙の組合員の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従業員の所属する乙の組合員の労働災害保険等において補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時には、必要な情報を速やかに交換するとともに、この協定に定める手続き等を含め甲及び乙の連絡調整にあたるものとする。

- 2 前項の連絡責任者は、連絡責任者選任報告書(様式第2号)により、協定締結後速やかに報告するものとし、異動その他の理由により、連絡責任者に変更が生じたときも、同様とする。

(応援体制の確立)

第8条 乙は、甲の要請に速やかに対応できるよう、応援体制計画を作成し組合員に周知するとともに、災害時の応援体制表(様式第3号)により、協定締結後速やかに報告するものとし、異動その他の理由により、連絡責任者に変更が生じたときも、同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年 7 月 25 日

甲 塩竈市水道部

塩竈市長

佐藤



乙

仙塩地区管工事業協同組合

張 清野 董



様式第1号（第3条関係）

水 総 第 号
平成 年 月 日

応急復旧活動応援要請書

仙塩地区管工事業協同組合
理 事 長 清 野 薫 様

塩竈市水道部
塩竈市長 佐 藤 昭 印

このことについて、災害時の応急復旧活動に関する協定第3条に基づき、応援を要請します。

1 災害の状況	震災・風水害・その他（ ）
	内容
2 応急復旧活動の 場所及び待機場所	
3 予定期間及び時間	
4 応急復旧活動の内容	給水活動・復旧活動・情報収集・広報活動・（その他）
5 人員及び資機材・ 燃料・無線機等	班数（ 班） 合計 名
	内容
6 備考	

様式第2号（第7条関係）

〇 〇 〇 第 号
平成 年 月 日

連絡責任者選任報告書

_____ 様

_____ 印

災害時の応急復旧活動に関する協定第7条第2項に基づき、連絡責任者を報告します。

区 分	責 任 者		連 絡 先
連絡責任者	所属 職名 氏名		
副連絡責任者	所属 職名 氏名		
副連絡責任者	所属 職名 氏名		

様式第3号 (第8条関係)

〇 〇 〇 第 号
平成 年 月 日

災害時の応援体制表

塩竈市水道部

塩竈市長

様

仙塩地区管工事業協同組合

理 事 長

印

災害時の応急復旧活動に関する協定第8条に基づき、応援体制表を報告します。

仙塩地区管工事業協同組合	
理事長	
副理事長	
専務理事	
理事	
監事	

整理 番号	組合名 (会社名)	整理 番号	組合名 (会社名)	整理 番号	組合名 (会社名)

※会社の住所、電話番号及び班編成表等については別紙のとおり。

地震編資料6－6 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

塩竈市長と塩竈市災害防止協力会及び塩釜建設協議会

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

塩 竈 市 災 害 防 止 協 力 会
塩 釜 建 設 協 議 会
塩 竈 市

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と塩竈市災害防止協力会（以下「乙」という。）及び塩釜建設協議会（以下「丙」という。）は、塩竈市内等に地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲が、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙及び丙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）による応援の必要があると認めるときは、乙及び丙に対して、次に掲げる事項を明らかにした要請書（様式1）を提出することにより要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難なときは、電話等で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙及び丙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- （2）大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（応援の実施）

第3条 乙及び丙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに協力体制を整え、互いに連携・協力し、建設資機材等を甲に提供し応援を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙及び丙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、次に掲げる事項を記載した報告書（様式2）を速やかに甲に提出するものとする。ただし、文書をもって報告することが困難なときは、電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応援に従事した事業者名、建設資機材等の車種、台数、人員
- （2）業務内容及び場所
- （3）応援に従事した期間及び時間
- （4）その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 応援により乙及び丙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙丙協議して定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲乙丙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第8条 乙及び丙並びにその所属会員は、応援活動中に入手した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては塩竈市総務部防災安全課長、乙においては塩竈市災害防止協力会事務局長、丙においては塩釜建設協議会事務局長とし、毎年4月に連絡責任者、所属会員、所有資機材その他必要事項等について情報を共有する。

なお、甲乙丙は、上記事項に変更があった時点で速やかに情報を提供するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成20年2月19日から平成21年2月19日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月19日

甲 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤 昭



乙 塩竈市北浜一丁目4-26

塩竈市災害防止協力会長

和田 忠



丙 塩竈市藤倉三丁目2-6

塩釜建設協議会長

小幡 康夫



様式第1号(第1条関係)

防 第 号
平成 年 月 日

応急対策業務応援要請書

様

塩竈市長 佐藤 昭 印

このことについて、大規模災害時における応急対策業務に関する協定書第1条に基づき、応援を要請します。

1. 災害の状況及び業務内容	震 災 ・ 風水害 ・ その他() 業務内容:
2. 応援を要請する建設資機材等の車種、台数及び人員	
3. 応援を必要とする日時、場所及び期間	平成 年 月 日()から 塩竈市 地内 期間 日間
4. 現場責任者	塩竈市 部 課(所) 氏名 _____
5. その他必要な事項	

様式第2号(第4条関係)

平成 年 月 日

応急対策業務応援報告書

塩竈市長 佐藤 昭 様

印

平成 年 月 日付け、防第 号の応急対策業務応援要請書(様式第1号)により要請のありました業務について、大規模災害時における応急対策業務に関する協定書第4条に基づき、報告します。

1. 応援に従事した事業者名、建設資機材等の車種、台数、人員	
2. 業務内容及び場所	業務内容： 場所 塩竈市 地内
3. 応援に従事した期間及び時間	平成 年 月 日()から 平成 年 月 日()まで 日間
4. その他必要な事項	

地震編資料6－7 電力設備災害復旧に関する協定

2市3町（塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）と東北電力ネットワーク株式会社

電力設備災害復旧に関する協定書

電力設備災害復旧に関する協定書

塩 竈 市
多 賀 市
松 島 町
七 ヶ 浜 町
利 府 町

東北電力株式会社塩釜営業所

電力設備災害復旧に関する協定書

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社塩釜営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力設備（住民へ電力を供給するための設備全てをいう。以下同じ。）の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲及び乙が被災情報の収集と提供等に関し、緊密な連携を保ち、電力設備の復旧を迅速かつ円滑に推進することにより住民生活の早期安定を図り、住民の安全を確保することを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定において対象とする区域は、甲の行政区域内とする。

（情報提供）

第3条 甲及び乙は、災害の発生により電力設備に被害が認められる場合、その復旧を円滑に進めるため、あらゆる連絡手段を講じて、次に掲げる情報を相互に提供するものとする。

（1）甲から乙に提供する情報

- ア 災害対策本部又はこれに類する組織（以下「災害対策本部等」という。）の設置状況
- イ 交通規制、通行止め、崖崩れ及び道路損壊箇所等に関する状況
- ウ 家屋等の被害状況（家屋の浸水、倒壊等）
- エ 電力設備の被害状況（電柱の倒壊、電線の断線等）
- オ その他必要と思われる情報

（2）乙から甲に提供する情報

- ア 非常災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
- イ 電力設備の被害状況、停電（停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等）及び復旧状況
- ウ 甲が管理する施設等の被害状況（崖崩れ、道路損壊、倒木等）
- エ その他必要と思われる情報

- 2 甲及び乙は、前項の情報の提供を的確かつ効率的に行うため、緊急時の連絡先をそれぞれ明示しておくものとする。
- 3 乙は、大規模な災害が発生した場合、甲が設置した災害対策本部等からの要請を待つことなく、被災情報の収集及び伝達並びに各種調整等を図るための社員を災害対策本部等に派遣することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、災害発生時の円滑な連携を図るため、日常から必要な情報を相互に交換するものとする。

(電力設備復旧に対する協力)

第4条 乙は、災害により電力設備に相当の被害が生じた場合、その復旧を図ることを目的として、甲に対し、次に掲げる施設及び用地（以下「施設等」という。）の使用について協力を要請することができるものとする。ただし、甲の可能な範囲での協力とする。

(1) 施設使用に関する協力の要請

- ア 宿泊場所、復旧拠点としての施設
- イ 炊き出し施設

(2) 用地使用に関する協力の要請

- ア 復旧作業用車両等の駐車場用地
- イ 復旧資材置場としての用地
- ウ ヘリポートとしての用地

(交通支障物の除去)

第5条 甲は、電力設備の復旧作業に支障をきたす道路損壊箇所の迅速な復旧に努めるものとし、乙は、道路交通の支障となっている倒壊電柱や断線した電線等の支障物の除去を優先して行うものとする。

(電力復旧の優先)

第6条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、電力供給管轄エリア内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中枢となる官公署、避難所等への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力復旧における乙が所有する電源車等の使用については、乙の判断によるものとする。

(広報)

第7条 乙は、平常時において、災害による電線の断線や電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため自らも普及・啓発に努めるほか、甲が発行する広報紙に必要な記事の掲載を依頼することができるものとする。

2 乙は、災害時において、二次災害を未然に防止するため自らも広報車等による住民への広報に努めるほか、甲に対し次に掲げる情報の広報について協力を要請することができるものとする。

- (1) 感電事故の防止に関する情報
- (2) 漏電による火災の防止に関する情報
- (3) 電力設備の被害状況、停電及び復旧状況に関する情報

(施設等の使用に関する事項)

第8条 乙は、第4条に規定する施設等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用できる範囲を甲と事前に協議し、立入禁止区域等には立ち入らないこと。
- (2) 臨時電話、ファクシミリ等の機器類を施設等に設置する場合は、甲と事前に協議すること。
- (3) 使用に伴う費用については、乙が負担すること。
- (4) 施設等の設備（附帯する工作物等を含む。）に損傷を与えた場合は、原状回復すること。
- (5) 使用を終了したときは、甲の確認を受けた後に返還すること。
- (6) その他施設管理者の指示事項を遵守すること。

(協定書の有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 3 月27日

甲 塩 竈 市 長

佐藤 昭



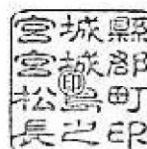
多賀城市長

菊地健次郎



松 島 町 長

大橋健男



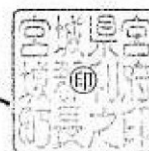
七ヶ浜町長

渡邊善夫



利 府 町 長

鈴木勝雄



乙 東北電力株式会社
塩釜営業所長

佐藤 弘



電力設備災害復旧に関する協定書実施細目

塩	竈	市
多	賀	市
松	島	町
七	ヶ	町
利	府	町

東北電力株式会社塩釜営業所

電力設備災害復旧に関する協定書実施細目

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社塩釜営業所（以下「乙」という。）は、平成20年3月27日締結した電力設備災害復旧に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 協定書第3条第2項に規定する緊急時の連絡先については、別表のとおりとする。なお、緊急時の連絡先に変更が生じたときは、相互に通知するものとする。

（電力設備復旧のための施設等）

第2条 協定書第4条第1号に規定する施設は、甲乙協議により決定する。

2 甲は、協定書第4条第2号に規定する用地について、あらかじめ複数の候補地を選定しておくものとする。なお、実際に提供する用地については、甲乙協議により決定する。

3 前項に規定する用地の面積は、概ね1,500平方メートルを目安とする。

（協力の要請手続等）

第3条 乙は、協定書第4条の規定により施設等の使用について協力を甲へ要請するときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。

2 甲は、前項に規定する協力要請書が提出され、その使用を許可するときは、使用許可書（様式第2号）により乙へ通知するものとする。

3 乙は、電力設備の復旧が完了し、施設等を返還するときは、使用完了届（様式第3号）を甲へ提出するものとする。

4 乙は、協定書第7条第2項の規定により広報について協力を甲へ要請するときは、広報要請書（様式第4号）により行うものとする。

（手続の特例）

第4条 乙は、前条の規定にかかわらず緊急を要すると判断したときは、口頭、ファクシミリ等による手続により協定書第4条及び第7条第2項に規定する協力を甲に要請することができるものとする。この場合においては、事後速やかに所定の手続を行わなければならない。

	連絡種別	連絡先番号	備 考
塩竈市 危機管理課 危機管理係	代表電話番号	022-364-1111（内 231・245）	
	直 通 番 号	022-355-6491	（災害時（平日のみ））
	FAX	022-361-1587	
	携帯電話	090-7067-0155	（災害時のみ）
	E メール	kikikanri@city.shiogama.miyagi.jp	
	防災行政無線	7-203	
	防災行政無線（F A X）	7-203-2	
多賀城市 交通防災課 消防防災係	消防事務組合内線	370	
	代表電話番号	022-368-1141（内 273～275）	
	直 通 番 号	-	
	FAX	022-368-1360	
	携帯電話	090-3367-3560	交通防災課長（災害時のみ）
	E メール	bosai@city.tagajo.miyagi.jp	
	防災行政無線	7-209	
松島町 総務課 環境防災班	防災行政無線（F A X）	7-209-2	
	消防事務組合内線	371	
	代表電話番号	022-354-5701（内 224）	
	直 通 番 号	022-354-5782	
	FAX	022-354-3140	022-353-2041（休日・夜間）
	携帯電話	080-6026-8412	（災害時のみ）
	E メール	kankyoubousai@town.matsushima.miyagi.jp	
七ヶ浜町 防災対策室	防災行政無線	7-401	
	防災行政無線（F A X）	7-401-2	
	消防事務組合内線	372	
	代表電話番号	022-357-2111（内 316）	
	直 通 番 号	022-357-7437	
	FAX	022-357-5744	
	携帯電話	080-1681-1528	（災害時のみ）
利府町 危機対策課 危機管理課	E メール	bousai@shichigahama	
	防災行政無線	7-404	
	防災行政無線（F A X）	7-404-2	
	消防事務組合内線	373	
	代表電話番号	022-767-2111（内 5051）	
	直 通 番 号	022-767-2174	
	FAX	022-767-2105	
東北電力 ネットワーク（株） 塩釜電力センター	携帯電話	090-7063-6227	危機対策課長
	E メール	kikikanri@rifu-cho.com	
	防災行政無線	7-406	
	防災行政無線（F A X）	7-406-2	
	代表電話番号	-	
	直通番号	022-365-9984	総務担当
	FAX	022-365-3350	
	携帯電話	090-7520-0227	総務課長（災害時のみ）
	E メール	s.saitai-siogama.vr@tohoku-epco.co.jp	（災害時のみ）

様式第1号（第3条第1項関係）

番 号
年 月 日

（市・町）災害対策本部

本部長 _____ 殿

東北電力株式会社

塩釜営業所長 _____ ⑩

協 力 要 請 書

電力設備災害復旧に関する協定書第4条の規定に基づき、下記の協力を要請します。

記

1. 要 請 内 容 (協定書第4条)	1. 施設使用 ア. 宿泊場所、復旧拠点施設として イ. 炊き出し施設として 2. 用地使用 ア. 復旧作業用車輛等の駐車場用地として イ. 復旧資材置場用地として ウ. ヘリポート用地として
2. 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3. 使 用 場 所	所在地 _____ (市・町) 名 称 _____ ※ 使用場所が用地の場合は用地名称、施設の場合は施設名称を記載。
4. 責 任 者	所 属 _____ 役 職 _____ 氏 名 _____ 連 絡 先 TEL () FAX ()
5. そ の 他	

様式第2号（第3条第2項関係）

番
年 月 号
日

東北電力株式会社

塩釜営業所長 _____ 殿

(市・町) 災害対策本部

本部長 _____ ⑩

使 用 許 可 書

電力設備災害復旧に関する協定書第4条の規定に基づき、 年 月 日
付けで協力要請がありましたが、下記のとおり使用を許可します。なお、使用に
当たっては協定書第8条の規定を遵守願います。

記

1. 許可内容 (協定書第4条)	1. 施設使用 ア. 宿泊場所、復旧拠点施設として イ. 炊き出し施設として 2. 用地使用 ア. 復旧作業用車両等の駐車場用地として イ. 復旧資材置場用地として ウ. ヘリポート用地として
2. 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
3. 許可場所	所在地 _____ (市・町) 名 称 _____ ※ 使用場所が用地の場合は用地名称、施設の場合は施設名称を記載。
4. 施設管理者	所 属 _____ 役 職 _____ 氏 名 _____ 連絡先 TEL () FAX ()
5. その他	

様式第3号（第3条第3項関係）

番 号
年 月 日

（市・町）災害対策本部
本部長 _____ 殿

東北電力株式会社
塩釜営業所長 _____ ⑩

使 用 完 了 届

電力設備災害復旧に関する協定書第4条の規定に基づき、協力を要請し、____年 ____月 ____日付け（番 号）で使用許可がありました下記の施設等について、使用を完了し、原状回復したので届出します。

記

1. 使用内容 （協定書第4条）	1. 施設使用 ア. 宿泊場所、復旧拠点施設として イ. 炊き出し施設として 2. 用地使用 ア. 復旧作業用車両等の駐車場用地として イ. 復旧資材置場用地として ウ. ヘリポート用地として
2. 完了の日	____年 ____月 ____日
3. 使用場所	所在地 _____（市・町） 名 称 _____ ※ 使用場所が用地の場合は用地名称、施設の場合は施設名称を記載。
4. そ の 他	

※ 災害対策本部使用欄 （協定書第8条第5号の規定による確認）

確認年月日
 _____年 ____月 ____日 ____時 ____分
 確 認 者
 所 属 _____
 役 職 _____氏 名

施設管理者	確認者

様式第4号(第3条第4項関係)

番 号
年 月 日

(市・町) 災害対策本部

本部長 _____ 殿

東北電力株式会社

塩釜営業所長 _____ ⑩

広 報 要 請 書

電力設備災害復旧に関する協定書第7条第2項の規定に基づき、下記の広報を要請します。

記

1. 広 報 内 容 (協定書第7条第2項)	① 感電事故の防止 ② 漏電による火災の防止 ③ 電力設備の被害状況、停電及び復旧状況
2. 広報実施日時	_____年____月____日 _____時____分
3. 広報実施区域	① 行政区域全域 ② 個別(地区名 _____)
4. 問 い 合 せ 先	所 属 _____ 役 職 _____ 担当者名 _____ TEL _____ () _____ FAX _____ () _____
5. 広 報 文	(広報文は簡潔に表現すること)

※ 災害対策本部使用欄

広報の可否	可 ・ 否
-------	-------

広報実施日時

年 月 日
時 分

管理責任者	広報取扱者	担当者

地震編資料6－8 災害時にけるレンタル機材の提供に関する協定

塩竈市長と株式会社レンタルのニッケン仙台営業所長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

塩 竈 市

株 式 会 社 レンタルのニッケン

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン（以下「乙」という。）は、塩竈市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が機材の提供を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時における災害応急対策業務（以下「業務」という。）の実施にあたり、乙の所有する機材の提供が必要であると認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした要請書を提出し、機材の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 機材の品名、規格、数量等
- (3) 機材の納入場所
- (4) 機材の引取責任者
- (5) その他必要な事項

（機材提供の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定により機材提供の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに協力体制を整え、甲に対し、機材を優先的に提供するものとする。

2 機材の運搬は乙が行うものとするが、乙は、必要に応じて甲に対し、運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 甲の要請により乙が提供した機材に要する費用は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第5条 この協定に基づき、機材の提供に係る業務に従事した乙の従業員が、当該機材の提供に係る業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(実施細目)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、さらに有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年10月20日

甲 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤

昭



乙 仙台市宮城野区扇町一丁目9-3

株式会社 レンタルのニッケン

仙台営業所長

藤井源



災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書実施細目

塩竈市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン（以下「乙」という。）との間において締結した災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（以下「協定書」という。）第6条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

（用語）

第1条 この実施細目において使用する用語の意義は、協定書において使用する用語の例による。

（要請書）

第2条 協定書第2条に規定する要請書は、レンタル機材提供要請書（様式第1号）とする。

（連絡担当者等）

第3条 甲及び乙は、機材提供の要請に係る連絡担当者の氏名、連絡先等必要事項を連絡担当者等（変更）通知書（様式第2号）及び連絡担当者等（変更）通知書（第3号）により、あらかじめ相互に確認するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡担当者の氏名、連絡先等必要事項に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（機材の確保）

第4条 乙は、災害時に必要な機材として、次の機材の確保に努めるものとする。

- (1) 移動式トイレ
- (2) 発電機
- (3) 照明機材
- (4) その他のレンタル機材

（機材の納入及び引取り）

第5条 乙は、甲が指定する場所に機材を納入する場合は、機材の種類、数量等を記載した納品書を納入場所を管理する甲の担当職員又は甲の指定する引取人（以下「引取責任者」という。）に確実に引き渡すものとする。

2 前項の引取責任者は、機材の種類、数量等を確認の上、機材を引取るものとする。

（協議）

第6条 この実施細目に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年10月20日

甲 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤

昭



乙 仙台市宮城野区扇町一丁目9-3

株式会社 レンタルのニッケン

仙台営業所長

藤井源



様式第1号(第2条関係)

緊 急

第 号
年 月 日

レンタル機材提供要請書

株式会社レンタルのニッケン
仙台営業所長 殿

塩竈市長

このことについて、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第2条に基づき、
次のとおり提供を要請します。

1. 災害の状況 震 災 ・ 風水害 ・ その他()

2. 品名・規格等

品 名	規 格 等	数 量	納入場所	引取責任者	備 考

3. その他必要な事項

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

連絡担当者等(変更)通知書

株式会社 レンタルのニッケン

仙台営業所長 殿

塩竈市長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書実施細目第3条の規定に基づき、
次のとおり連絡担当者の氏名等を通知(変更)します。

担 当 部 署	
所 在 地	
電 話	
F A X	
連絡責任者	
連絡担当者	

【機材納入場所(現在想定)】

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX	摘要
1					
2					
3					
4					
5					
6					

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

連絡担当者等(変更)通知書

塩竈市長 殿

株式会社 レンタルのニッケン
仙台営業所長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書実施細目第3条の規定に基づき、
次のとおり連絡担当者の氏名等を通知(変更)します。

担 当 部 署	
所 在 地	
電 話	
F A X	
連絡責任者	
連絡担当者	

地震編資料6－9 退職者災害時給水支援協定

塩竈市長と塩竈市水友会

退職者災害時給水支援協定書

退職者災害時給水応援協定書

塩竈市水友会
塩 竈 市

退職者災害時給水応援協定

塩竈市（以下「市」という。）と塩竈市退職者で組織する塩竈市水友会（以下「水友会」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において被害軽減に寄与するため、水道に関する知識、技能及び経験を有する水友会々員が、市の行う応急給水活動を支援する災害応援活動（以下「応援活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援員資格）

第2条 応援活動に従事する水友会々員は、第7条第1項に規定する応援員名簿に記載された者とする。

（応援要請）

第3条 市は、応援活動が必要であると認められる場合には、参集を要請するものとする。

2 前項の場合における要請方法は、水友会事務局担当者に、電話または口頭で行うものとする。

3 市は、第1項及び次条による応援員の参集があった場合には、指揮下に配属し必要な指示を行うものとする。

（参集）

第4条 水友会は、前条第1項による市の要請があった場合には、応援員に対し参集を指示するものとし、参集場所は塩竈市新富町21番23号（水道部庁舎）とする。

2 応援員は、塩竈市内に震度5強以上の地震等の大規模災害が発生し、かつ、市内全域に被害が拡大していると予想される場合には、自宅及びその周辺、勤務場所などの被害に対応し、安全を確保した後に参集することとする。

3 参集した応援員は、市の指示に従い、次条に規定する応援活動に従事するものとする。

（応援活動内容）

第5条 応援員は、地域において日常から水道に係る防災対策の普及・啓発を図るとともに、水道部が主催する防災訓練等に参加し、市の行う活動を補助するものとする。

2 応援員は、次の各号に掲げる作業を補助するものとする。

- (1) 応急給水拠点における応急給水作業
- (2) 給水車による応急給水作業（運転を除く）
- (3) その他、市からの指示に基づく対応

（指揮命令系統）

第6条 応援員にかかる指揮命令は、水道部または災対水道部が行うものとする。

（応援員名簿）

第7条 水友会は、同会員に対し本協定の趣旨、活動内容等を十分に周知し、応援活動を希望する会員及び事務局担当者を記載した応援員名簿（様式1号）に必要な事項を記入の上、市に提出するものとする。

2 水友会は、前項の規定による意思確認を、応援員の期間が満了する1月前までに行う

ものとする。

- 3 水友会は、応援員名簿に記載された内容に変更が生じた場合は、直ちに、変更後の応援員名簿を提出しなければならない。

（標示品の貸与）

第8条 市は、参集した応援員に対して、応援活動時に応援員であることを標示する物品（以下「標示品」という。）を貸与する。

- 2 応援員は、当該応援活動終了時には、前項により貸与を受けた標示品を返納しなければならない。

- 3 標示品は、水道部営業課で管理する。

（保険加入）

第9条 市は、応援員の活動時の事故等に備えて、ボランティア活動保険に加入するものとする。

（報酬等）

第10条 応援活動に対する報酬は無償とする。

- 2 応援員が応援活動の参集に要する費用は、応援員の負担とする。

- 3 市の指示により応援員が要した費用は、市の負担により精算するものとする。

（証明書の発行）

第11条 応援員は、市に対して第5条に規定された活動に従事したことを証明する書類（以下「従事証明書」という。）の発行を求めることができる。

- 2 市は、前項による請求があった場合で、応援活動に従事したことが認められるときには、従事証明書を発行しなければならない。

（庶務）

第12条 庶務は、水道部において処理する。

（協議）

第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は市と水友会の双方が協議して定めるものとする。

（施行期日）

第14条 この協定は、平成21年4月1日より施行する。

平成21年3月30日

塩竈市長

佐藤 昭

塩竈市水友会

会 長

鈴木 功

地震編資料6-10 緊急時における災害放送等に関する協定

塩竈市長とエフエムベイエリア㈱



災害時における緊急放送に関する協定書

平成27年2月



災害時における緊急放送に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）とエフエムベイエリア株式会社（以下「乙」という。）は災害時における緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定により、甲が乙に対し放送を行うことを求める時の必要な手続きを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 緊急放送 法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要がある時に、甲の要請に基づき、乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う災害及び防災に関する放送をいう。
- (3) 番組内放送 緊急放送のうち、甲及び乙が収集した災害情報を乙が現在放送中の番組内で放送することをいう。
- (4) 緊急割込放送 緊急放送のうち、甲が乙の放送設備に別途設置する機器（以下「緊急放送機器」という。）を使用して、乙が現在放送している番組と切り替えて行う臨時の放送をいう。

（番組内放送の要請）

第3条 甲は、番組内放送が必要と判断したときは、乙に番組内放送の要請をすることができる。

2 甲は、番組内放送を要請するときは次に掲げる事項を記載した文書の提出により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭により要請し、その後速やかに当該文書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

3 乙は、甲から要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り、遅滞なく、番組内放送を行うこととする。

（緊急割込放送の実施）

第4条 甲は、緊急割込放送が必要と判断したときは、緊急割込放送を実施す

ることができる。

2 緊急割込放送を実施するときは、あらかじめ乙に通知をするものとする。ただし、やむを得ない場合は、緊急割込放送実施後、速やかに実施日時及び内容を記載した文書を提出するものとする。

(緊急放送の内容等)

第5条 緊急放送の内容は、次に掲げる点に留意するものとする。

(1) 甲は、緊急放送について市民が必要とする情報を的確に収集することに努めなければならない。

(2) 乙は、地域に密着したFM放送局としての理念に基づき、緊急放送を行うよう努めなければならない。

(機器の設置等)

第6条 甲は、緊急放送を実施するために乙の施設内に次に掲げる緊急放送機器を設置することができる。

(1) 防災行政無線個別受信機

(2) 緊急割込装置

(3) ラインミキサー

(4) 放送用マイク装置

(5) DTMF信号発生機

(6) スイッチングハブ

(7) パトライト

(8) 配線部材

2 緊急放送機器については、甲がその保守管理を行うものとする。ただし、乙に起因する故障が発生した場合においては、乙がその修繕を行うものとする。

3 乙は、緊急放送機器を適切に管理し、機器の異常を発見したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

4 甲は、緊急放送を廃止したいときは、甲の負担で緊急放送機器を撤去し、乙の施設内の原状回復を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 緊急放送の実施に要した費用は、乙の負担とする。ただし、緊急放送の時間が長時間になる場合の費用は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 緊急放送機器の設置及び保守管理に要する費用は、甲が負担する。

3 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。この場合において、発生した費用の負担は甲乙協議のうえ、決定する。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため連絡責任者を定め相手方

に報告するものとする。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成28年 3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに甲乙いずれからも協定解除または変更の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

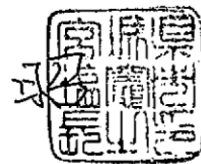
第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年2月18日

(甲) 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長

佐藤



(乙) 塩竈市海岸通15番20号
エフエムベイエリア株式会社
代表取締役社長

楠田善三郎



地震編資料6-11 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定

塩竈市長とくろしおLPガス協議会及び一般社団法人宮城県LPガス協会

災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書

塩 竈 市
くろしおLPガス協議会
一般社団法人宮城県LPガス協会

災害時における LP ガスの供給等に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）とくろしお LP ガス協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人宮城県 LP ガス協会（以下「丙」という。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における LP ガス及びこれに付随する資機材（以下「LP ガス等」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内における災害時に甲の要請に基づいて乙が行う、LP ガス等の供給等について必要な事項を定めることにより、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（供給の協力要請）

第2条 甲は、災害時に LP ガス等の供給の必要があると認めた時には、乙に対しその調達を要請することができる。

2 前項の要請は、文書により行う。ただし、緊急を要するときは電話等の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 供給を要請する LP ガスに付随する資機材は、次に掲げるものとする。

（1）LP ガスボンベ

（2）自動切換調整器、強化ホース等の LP ガス供給機器

（3）前2号に掲げるもののほか、甲から要請があった資機材

（供給の協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、丙と協議の上、可能な限り LP ガス等の供給に優先的に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、LP ガス等の供給を実施した場合には、その結果を文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の手段により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（撤去）

第5条 LP ガス等の撤去については、甲の撤去要請により乙が行うものとする。

(費用の負担等)

第6条 この協定に基づき乙が供給した LP ガスの使用料は甲が負担するものとする。

この場合において、当該使用料は、災害時直前における通常価格を基準として、甲乙が協議の上決定するものとする。

2 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる資機材は、原則として乙が甲に無償で貸与するものとする。

3 第2条第1項第3号に掲げる資機材の調達に係る費用の負担は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自がその1通を保管する。

平成28年4月15日

甲 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤 昭

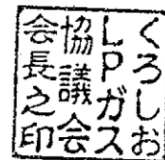


乙 塩竈市藤倉三丁目1番10号

くろしお LP ガス協議会

会 長

関 弘明



丙 仙台市青葉区本町三丁目5番22号

一般社団法人宮城県 LP ガス協会

会 長

下村 秀宏



地震編資料6-12 災害に係る情報発信等に関する協定

塩竈市長とヤフー株式会社



災害に係る情報発信等に関する協定

塩竈市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、塩竈市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、塩竈市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、塩竈市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、塩竈市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、塩竈市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、塩竈市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 塩竈市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 塩竈市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 塩竈市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 塩竈市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 塩竈市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 塩竈市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、塩竈市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく塩竈市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第1編 地震災害対策編資料

第4条（情報の周知）

ヤフーは、塩竈市から提供を受ける情報について、塩竈市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、塩竈市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、塩竈市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、塩竈市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年 4月 9日

塩竈市：宮城県塩竈市旭町1番1号

塩竈市長 佐藤光樹



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎



地震編資料6-13 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

塩竈市長と塩竈市災害対策協議会



大規模災害時における
応急対策業務に関する協定書



塩 竈 市
塩 竈 市 災 害 対 策 協 議 会

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と塩竈市災害対策協議会（以下「乙」という。）は、塩竈市内等に地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲が、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）による応援の必要があると認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした応急対策業務応援要請書（様式第1号）を提出することにより要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難なときは、電話等で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の種別、数量及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（応援の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急対策業務応援要請回答書（様式第2号）により回答するとともに、特別の理由がない限り、直ちに協力体制を整え、互いに連携・協力し、建設資機材等を甲に提供し応援を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定による応援（以下「応援」という。）を行った場合は、次に掲げる事項を記載した応急対策業務応援報告書（様式第3号）を速やかに甲に提出するものとする。ただし、文書をもって報告することが困難なときは、電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業者名、建設資機材等の種別、数量、人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間及び時間

(4) その他甲が必要と認める事項

(費用の負担)

第5条 応援により乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第6条 応援により損害が生じた場合は、損害に係る必要経費の負担を甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第8条 乙及びその所属会員は、応援活動中に入手した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては塩竈市総務部危機管理課長、乙においては塩竈市災害対策協議会事務局長とし、毎年4月に連絡責任者を災害時連絡担当者報告書(様式第4号)により報告するものとする。

2 乙は、所属会員、所有資機材その他必要事項等について甲に情報を提供する。

3 甲乙は、前2項の内容に変更があった場合は、速やかに情報を提供するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和4年7月11日から令和5年7月10日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年7月11日

甲 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

依藤 光裕



乙 塩竈市泉沢町13番31号

塩竈市災害対策協議会会長
株式会社宮城総建 代表取締役

宮城 由隆



様式第1号（第1条関係）

第 年 月 日 号

応急対策業務応援要請書

様

塩竈市長

印

このことについて、大規模災害時における応急対策業務に関する協定書第1条に基づき、応援を要請します。

1. 災害の状況及び業務内容	地 震 ・ 風 水 害 ・ そ の 他 () 業務内容：
2. 応援を必要とする建設資機材等の種別、数量及び人員	
3. 応援を必要とする日時、場所及び期間	年 月 日 () から 塩竈市 地内 期間 日間
4. 現場責任者	塩竈市 部 課 (所) 氏名 _____
5. その他必要な事項	

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

応急対策業務応援要請回答書

塩竈市長 様

塩竈市災害対策協議会
会長 印

年 月 日付け、第 号の応急対策業務応援要請書
（様式第 1 号）により要請のありました業務について、大規模災害時における応急
対策業務に関する協定書第 3 条に基づき、回答します。

1. 要請に対し、次のとおり請け負います	
① 応援する建設資機 材等の種別、数量及 び人員	
② 応援する日時、場所 及び期間	年 月 日（ ）から 塩竈市 地内 期間 日間
③ 対応事業者	事業者名： 担当者：
2. 要請に対し、次の事情により請け負いかねます	
① 請け負えない理由	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

応急対策業務応援報告書

塩竈市長 様

塩竈市災害対策協議会
会長

印

年 月 日付け、第 号の応急対策業務応援要請書
（様式第1号）により要請のありました業務について、大規模災害時における応急
対策業務に関する協定書第4条に基づき、報告します。

1. 応援に従事した事業者名、 建設資機材等の種別、数量、 人員	
2. 業務内容及び場所	業務内容： 場所 塩竈市 地内
3. 応援に従事した期間及び時 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで 日間
4. その他必要な事項	

様式第 4 号（第 9 条関係）

災害時連絡担当者報告書

連絡担当者	責任者		
	副責任者		
連絡先電話番号	平日 勤務時間内	責任者 TEL FAX	
		副責任者 TEL FAX	
	夜間・休日	責任者 TEL FAX	
		副責任者 TEL FAX	
備考			

地震編資料6-14 災害時における資機材等のリースに関する協力協定

塩竈市長と三恵商事株式会社



災害時における資機材等のリースに関する協定

塩竈市（以下「甲」という。）と三恵商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における資機材等のリースに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生したときに、甲が行う災害対応及び復旧業務に必要となる資機材等のリースについて定め、効率的な災害対応及び復旧業務の遂行と市民生活の早期復興に資することを目的とする。

（リースの要請）

第2条 甲は、塩竈市内において災害が発生したときは、乙に対し必要に応じて、別表に掲げる資機材等のリースを要請することができるものとする。

2 リースの期間は原則1日を単位として設定することができるものとし、これにより難い場合は別途協議を行うものとする。

（リース及び搬送）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた時は、速やかに資機材等を甲が指定した場所へ搬送しリースを行うものとする。ただし、乙が災害による影響を受けたときは、この限りではない。

（要請手続き）

第4条 甲は、第2条の規定による要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「資機材等のリースに関する要請書（様式1）」（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急の場合には電話等をもって乙に対し要請することができるものとし、後日要請書を提出するものとする。

- 一 リースを必要とする資機材の品目及び数量
- 二 リースを必要とする期間
- 三 搬送場所
- 四 要請者の所属、氏名及び連絡先
- 五 その他必要な事項

(費用)

第5条 甲は、乙がリースする資機材のリース料及び搬送の費用について、これを負担するものとする。

2 年央にリースを行い、翌年以降も同一のリースを継続する必要がある場合、当該年度末時点で費用の清算を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了となる2か月前までに甲又は乙のいずれから本協定の解除の申し出がない場合は、引き続いて本協定はさらに1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年8月19日

甲 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長 佐藤 光樹



乙 塩竈市新浜町一丁目21番57号

三恵商事株式会社 代表取締役社長 坂井 陽一



別表（第2条関係）

リース資機材・販売品一覧表

品目一覧
テント（小型・中型・大型）
発電機
照明器具・投光器
サーマルカメラ・非接触型体温計
電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気ポット、掃除機、エアコン、洗濯機、扇風機等）
冷暖房機器（クーラー、ストーブ、ジェットヒーター等）
事務用品（コピー機、ホワイトボード、パーティション、テーブル、椅子等）
空気清浄機・加湿器・次亜塩素酸水噴射器
手指消毒剤・持続除菌洗浄剤
その他乙が保有する資機材等

様式1（第4条関係）

年 月 日

三恵商事株式会社
代表取締役社長 坂井 陽一様

塩竈市長 佐藤 光樹

資機材等のリースに関する要請書

災害時における資機材等のリースに関する協定第4条の規定に基づき、下記の通り資機材等のリースを要請します。

記

1 リースを必要とする資機材の品目、数量、搬送場所及び期間

No.	品目	数量	搬送場所	リースを必要とする 期間
例	発電機	1台	〇〇小学校	令和〇年〇月〇日から 令和△年△月△日まで
1				
2				
3				
4				
5				

2 要請者の所属、氏名及び連絡先

所属・氏名	
連絡先	

3 その他必要な事項

その他連絡事項

地震編資料6-15 災害時における電動自動車及び給電装置の貸与に関する協力協定書

塩竈市長と宮城三菱自動車販売株式会社



災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する
協力協定書



塩 竈 市
宮城三菱自動車販売株式会社

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と宮城三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における電動車両及び車両から給電を行う装置（以下「車両等」という。）の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の市域で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に甚大な被害が生じる緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行う応急対応及び復旧業務に対して、乙が保有する車両を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸与の要請）

第2条 甲は災害時等における各種対応のために車両を必要とするときは、乙に対して車両等の貸与を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条の協力要請をする場合は、次に掲げる事項を記載した協力要請書（別紙1）で、乙に対し事前に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職氏名
- (2) 車両の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 貸与を必要とする車種及び台数
- (6) 貸与を希望する期日及び引渡し場所
- (7) その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請があった場合には、速やかに車両等を確保し、可能な範囲内で甲に貸与するものとする。

車両等の貸与期間は、車両等の引渡があった日から起算して7日間とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

- 2 乙は、甲の協力要請に基づき、引渡し場所に車両を搬送するものとする。
- 3 甲は、車両の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 甲は、乙から貸与を受けた車両等を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 乙が定める使用条件を遵守し、安全な場所で使用すること。
- (2) 塩竈市内において使用すること。
- (3) 車両等が故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡をすること。

(損害賠償)

第6条 車両等の使用中又は協力要請中に発生した損害の賠償については、次のとおりとする。

- (1) 事故等により、甲及び乙が第三者に与えた物的及び人的損害については、その責めに帰すべき事由のある者が賠償責任を負うものとし、責めに帰すべき事由が不明な場合には、甲及び乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 車両の輸送路における事故により第三者に与えた物的及び人的損害については、乙が賠償責任を負うものとする。
- (3) 貸与期間中に事故が発生した場合は、甲は速やかに乙にその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。
- (4) 車両等の故障、損害等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(協力実施報告)

第7条 乙は、本協定第4条の規定により車両等を貸与したときには、以下の事項を記載した協力実施報告書(様式2)を甲に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及びその車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両等の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、貸与期間が7日を超える場合、8日目以降の貸与に係る費用は、甲の負担とする。この場合における車両等の給電設備及び車両の種別の1日当たりの費用については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

2 前項ただし書に規定する費用については、災害時等の直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条の費用について乙から請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第10条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。
連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月21日

甲 宮城県塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

依藤光樹



乙 宮城県仙台市宮城野区日の出町一丁目5-36

宮城三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

千田茂穂



災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定実施に必要な手続その他の事項を定めるものとする。

(協力要請書)

第2条 協定第3条に規定する協力要請書は、様式1「災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力要請書」のとおりとする。

(要請連絡先)

第3条 要請等の手続に係る甲及び乙の窓口については、次のとおりとする。

(1) 塩竈市

第1連絡先 塩竈市 総務部 危機管理課

TEL 022-355-6491

FAX 022-361-1587

第2連絡先 塩竈市 総務部 危機管理課

TEL 022-355-6491

FAX 022-361-1587

携帯 080-6026-8411 防災携帯 危機管理係長

(2) 宮城三菱自動車販売株式会社

第1連絡先 宮城三菱自動車販売株式会社 本社

TEL 022-237-5111

FAX 022-237-5121

携帯 070-5326-7990 管理営業部 亀井 俊博

第2連絡先 宮城三菱自動車販売株式会社 多賀城店

TEL 022-366-3101

FAX 022-366-3103

(引渡し場所)

第4条 協定第3条第6号に規定する引渡し場所に変更があったときは、甲はその都度これを乙に届け出ることとする。

(協力実施報告書)

第5条 協定第7条に規定する協力実施報告書は、様式2「災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力実施報告書」のとおりとする。

様式1

第 番
年 月 日

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力要請書

宮城三菱自動車販売株式会社
(代表者)

様

塩竈市長

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定第3条に基づき、次のとおり
車両及び給電装置の貸与を要請します。

協力要請を行った者の 所属、職、氏名 及び連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 — —
口頭・電話による連絡日時	年 月 日 時 分	
車両及び給電装置の 貸与を必要とする場所		
現地担当者の 所属、職、氏名 及び連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 — —
協力要請の理由		
協力要請する車種・台数		
協力要請の期日及び 引渡し場所	期日	年 月 日 ～ 月 日 (日間)
	引渡し場所	
備 考		

様式2

第 番
年 月 日

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力実施報告書

塩竈市長

様

宮城三菱自動車販売株式会社
(代表者)

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定第7条に基づき、次のとおり
車両及び給電装置の貸与に関する協力を実施しました。

連絡先	所属	
	職・氏名	
	連絡先	電話
貸与した車両の 車種、車両登録番号	車種	
	登録番号	
貸与した場所		
貸与した日数 及び走行距離 (オドメーター)	貸与日数	年 月 日 ~ 月 日 (日間)
	走行距離	走行距離 k m
		(貸出時 k m ~返却時 k m)
備 考		